

# 販売士検定 3級 法改正レジュメ

日頃より弊社書籍をご利用いただきありがとうございます。

特定商取引法に関する法令の改正により、平成24年8月(平成25年2月施行)より、下記の項目について内容に一部変更がございます。該当箇所を読み替えてご利用ください。

平成25年11月  
ネットスクール出版

キラリ☆合格 販売士検定 3級テキスト & 問題集 (2013年9月4日 初版第1刷発行)をお持ちの方へ

該当ページ: 236ページ  Part5 販売・経営管理

## ■特定商取引法 (特定商取引に関する法律) 注意して読む

訪問販売や通信販売など、消費者トラブルの生じやすい **6つの取引類型**を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを規定しています。

7つの取引類型

取引類型	規制
①訪問販売	事業者の氏名等の明示、再勧誘の禁止 申込書面の交付、不実告知の禁止 威迫・困惑させる勧誘の禁止 書面を受け取った日から数えて8日間以内でのクーリング・オフ制度の適用
②通信販売	広告の表示、誇大広告等の禁止 未承諾者に対する電子メール広告の禁止 (オプトイン規制) 返品特約を広告に表示していない場合、商品引き渡しから数えて8日間以内であれば、契約申込の撤回や解除ができる (通信販売にはクーリング・オフは適用されない)
その他、特定商取引法の対象となる取引類型	
③電話勧誘販売 ④連鎖販売取引 ⑤特定継続的役務提供 ⑥業務提供誘引販売取引 <b>⑦訪問購入* (押し買い規制)</b>	

※訪問購入  
業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの

追加

該当ページ: 237ページ  Part5 販売・経営管理



### クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘販売のように、消費者が冷静な判断を下すことが難しいような契約の場合、後から契約を解除できるようにした制度です。契約(申込)書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、何の説明もすることがなく、一方的な意思表示のみで契約を撤回・解除できます。

支払った代金は全額返金され、違約金も発生せず、送料も販売会社負担で引き取ってもらうことができます。

クーリング・オフが可能な期間は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、**訪問購入**にかかるものは8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引にかかるものは20日間です。

追加

# 販売士検定3級 法改正レジュメ

キラリ☆合格 販売士検定3級過去問題集 (2013年5月23日 初版第1刷発行)をお持ちの方へ

該当ページ: 165ページ

## 第7問 解答解説 **クーリング・オフ制度**

イ 6 特定商取引法の対象となる取引は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、**訪問購入**の**7**つです。

ウ 8 消費者は、契約後8日間以内（訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、**訪問購入**）、または20日間以内（連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引）であれば、クーリング・オフができます。

赤字部分を追加

